

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和2年4月1日現在では、全国に726消防本部、1,719消防署が設置されている（第2-1-1表）。

消防職員は16万6,628人であり、うち女性職員は5,587人である（第2-1-1表、第2-1-1図）。

第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

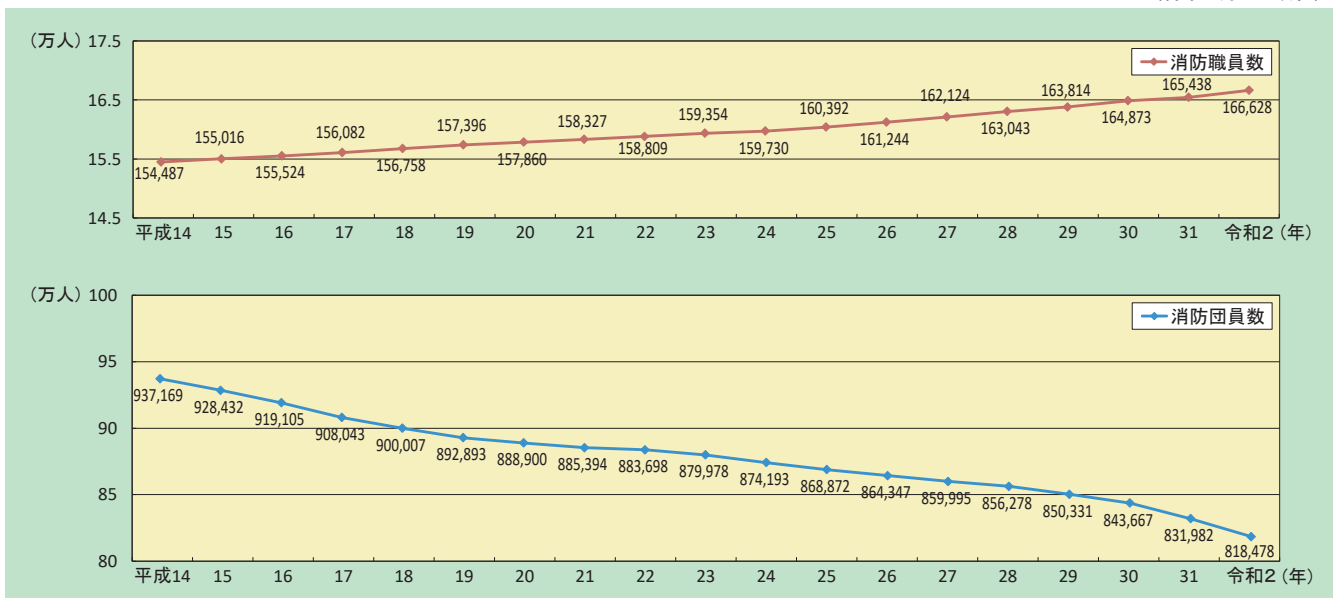
（各年4月1日現在）

区分		平成31年	令和2年	比較		
				増減数	増減率	
消防本部	消防本部	726	726	0	0.0	
	内訳	単独市町村	385	385	0	0.0
		一部事務組合等	52	52	0	0.0
		消防署	289	289	0	0.0
	出張所	1,719	1,719	0	0.0	
	消防職員数	3,113	3,106	△7	△0.2	
うち女性消防職員数	165,438	166,628	1,190	0.7		
消防団	うち女性消防職員数	5,307	5,587	280	5.3	
	消防団	2,198	2,199	1	0.0	
	消防団員数	22,388	22,309	△79	△0.4	
	うち女性消防団員数	831,982	818,478	△13,504	△1.6	
		26,625	27,200	575	2.2	

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第2-1-1図 消防職団員数の推移

（各年4月1日現在）



（備考）1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

令和2年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.3%（市は100%、町村は96.9%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されてお

り、人口の99.96%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は289本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,110市町村（371市、599町、140村）は常備化市町村全体の65.7%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は143市町村（37市、86町、20村）であり、常備化市町村全体の8.5%に相当する（第2-1-2図）。

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

(令和2年4月1日現在)

消防本部数	市町村				常備/非常備	
	市	町	村			
726	1,690	736	161	常備市町村		
単独 437	437	51	1	単独	設置方式	
一部事務組合等 289	1,110	599	140	一部事務組合等構成		
	143	86	20	事務委託		
	29	7	22	非常備町村		
	1,719	743	183	合計		

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 2 23区は1市として単独消防本部に計上
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

(2) 消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

令和2年4月1日現在、全国の消防団数は2,199団、消防団員数は818,478人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（第2-1-1表、第2-1-1図）。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.9倍）
- ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行う。特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安心・安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等、地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

2. 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第2-1-2表）。

第2-1-2表 消防車両等の保有数

(令和2年4月1日現在) (単位:台、艇、機)

区分	消防本部	消防団	計	
消防ポンプ自動車	7,769	13,989	21,758	
はしご自動車	1,132	0	1,132	
化学消防車	946	4	950	
救急自動車	6,443	0	6,443	
指揮車	1,759	892	2,651	
救助工作車	1,243	0	1,243	
その他の消防自動車	9,489	2,118	11,607	
小型動力ポンプ	3,544	49,892	53,436	
内訳	自動車に積載	434	35,638	36,072
	台車に積載	1,821	2,594	4,415
	上記以外	1,289	11,660	12,949
消防艇	39	9	48	
消防防災ヘリコプター	33	0	33	

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「救急年報報告」、「救助年報報告」により作成

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

令和元年中の119番通報件数は、878万6,855件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の70.9%を占めている(第2-1-3図)。

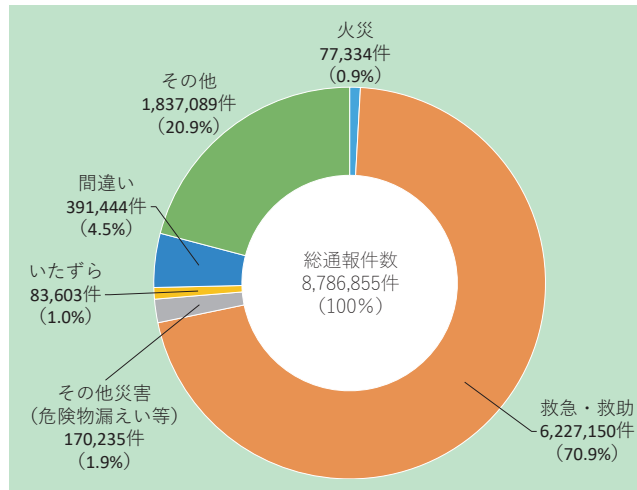
近年の携帯電話・IP電話等(以下「携帯電話等」という。)の普及に伴い、携帯電話等による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が47.7%、IP電話が24.2%となっている(第2-1-4図)。

(ア) 119番緊急通報での位置情報通知

119番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では119番通報を受けた際にモニター上の地図に通

第2-1-3図 119番通報件数(通報内容別)

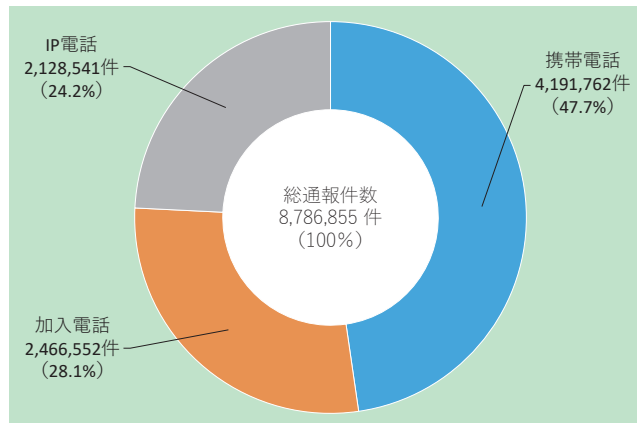
(令和元年中)



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-1-4図 119番通報件数(回線区分別)

(令和元年中)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。

平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が消防機関に通知される「位置情報通知システム」の運用が始まり、平成21年10月からは、この位置情報通知システムと従前より固定電話からの通報のために運用している「新発信地表示システム」*1を統合した「統合型位置情報通知システム」の運用を開始した。

令和2年4月1日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、712本部(うち統合型位置情報通知システム598本部)となっている。

*1 新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から119番通報に係る発信者の位置情報(住所情報)を消防本部に通知するシステム

(イ) 音声によらない通報

119番通報は音声による意思疎通を前提とした仕組みであるため、聴覚・言語障害者が緊急通報を行う手段として、FAXや電子メールを用いた音声によらない代替手段が導入されている。しかし、FAXが置かれている場所からしか通報ができない、通報者の所在地や状況を伝えるのに時間を要する等の課題が存在している。

聴覚・言語障害者が音声によらず119番緊急通報を行う手段として、消防庁では平成27年度から、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「Net119緊急通報システム」(第2-1-5図)について検討し、平成29年3月に、全国の消防本部で導入すべきシステムの標準仕様等を取りまとめた。全ての消防本部に導入することを目標に取り組みしており、令和2年6月1日現在、726本部中307消防本部(約42%)が導入済みである。

さらに、聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、平成25年より公益財団法人日本財団がモデル事業を実施している。これまで、電話リレーサービスを用いた緊急通報は実現していなかったが、令和2年6月に成立、同年12月に施行された「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」により電話リレーサービスが公共インフラとして位置付けられることとなり、消防としても、令和3年度に全国で提供が開始される電話リレーサービス経由の緊急通報へ対応していくため、必要な準備を進めている。

(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するものである。

消防庁では、「電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の推進について(通知)」(平成29年1月25日付け消防消第8号消防庁消防・救急課長通知)を各消防本部に通知し、都道府県内消防本部による共同契約、都道府県等が既に契約している電話通訳センターの利用などによる、119番通報時等における多言語対応の推進を図っているところであり、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる。

令和2年6月1日現在、726本部中604本部(約83.2%)が導入済みである(第2-1-6図)。

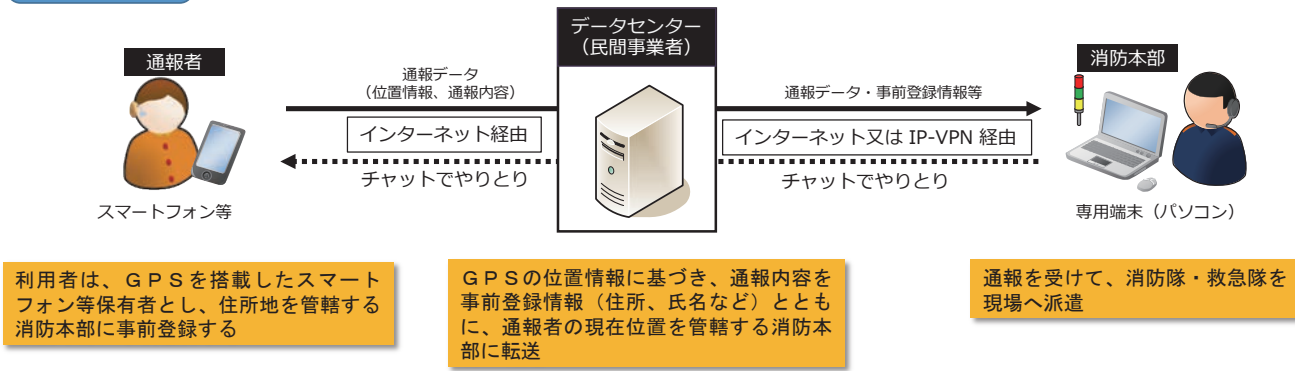
イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。

また、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

第2-1-5 図 Net119の流れ

通報の流れ

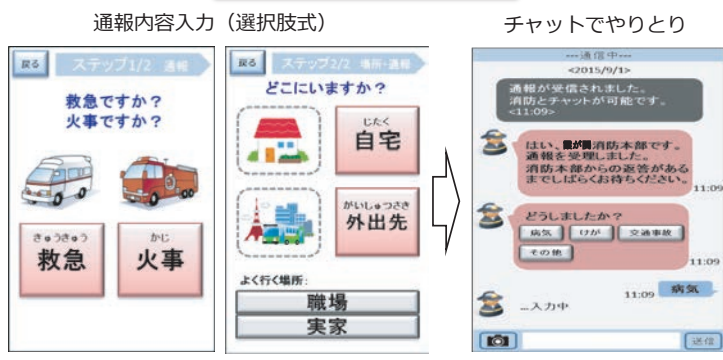


利用者は、GPSを搭載したスマートフォン等保有者とし、住所地を管轄する消防本部に事前登録する

GPSの位置情報に基づき、通報内容を事前登録情報(住所、氏名など)とともに、通報者の現在位置を管轄する消防本部に転送

通報を受けて、消防隊・救急隊を現場へ派遣

スマートフォン画面

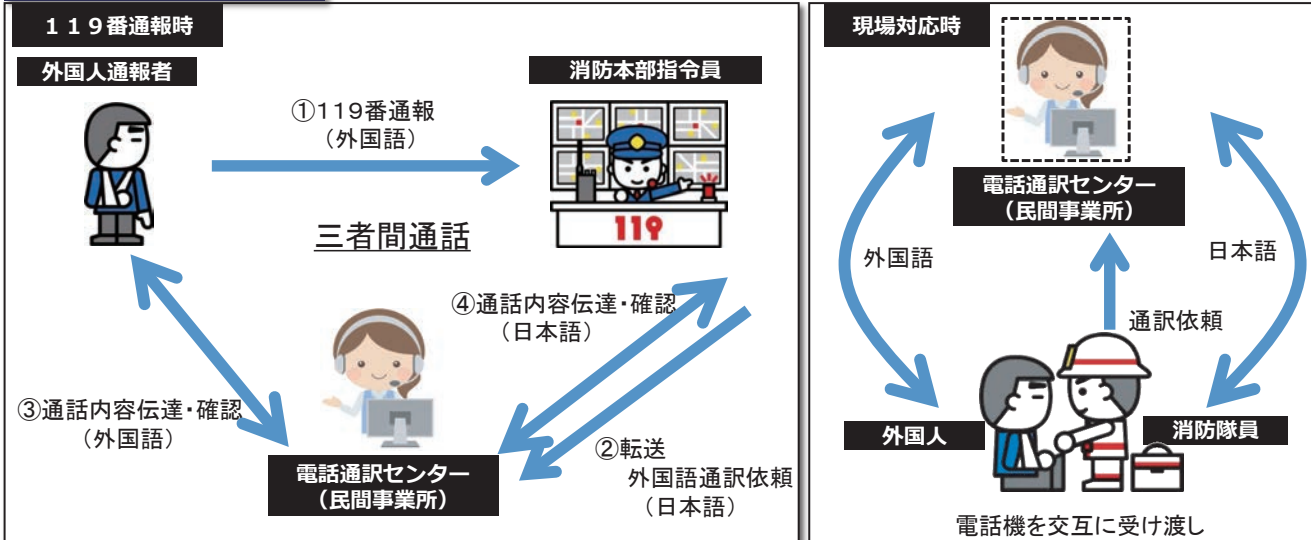


消防本部の受付画面



第2-1-6 図 三者間同時通訳の流れ

三者間同時通訳の流れ



(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として

活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められており、「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)においても、平成26年に、計画的に配置する旨改正した(第2-1-3表参照)。

さらに近年は、前述の耐震性能への懸念のほか、消

防水利の老朽化への懸念、木造建築物の密集地域等における新たな消防水利の需要が見込まれていることなどから、「消防水利の整備促進強化について」（平成29年11月24日付け消防消第272号消防庁消防・救急課長通知）により、市町村が消防水利の整備について短期・中期・長期と段階的に数値目標を設けることにより、充実の促進を図ることとしている。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせて配置することが求められる。

第2-1-3表 消防水利（主な人工水利）の整備数

(各年4月1日現在)

区分	平成31年	令和2年	比較	
			増減数	増減率(%)
全国の整備数	2,483,960 (100.0)	2,491,074 (100.0)	7,114	0.3
消 火 栓	1,930,125 (77.7)	1,936,132 (77.7)	6,007	0.3
防 火 水 槽	534,345 (21.5)	535,651 (21.5)	1,306	0.2
20㎡～40㎡未満	103,166	102,913	△ 253	△ 0.2
40㎡～60㎡未満	384,700	386,180	1,480	0.4
60㎡以上	46,479	46,558	79	0.2
井 戸	19,490 (0.8)	19,291 (0.8)	△ 199	△ 1.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 () は、構成比を示し、単位は%である。

3. 消防財政

(1) 市町村等の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村等の普通会計（地方公営事業会計以外の会計をいう。）における平成30年度の消防費決算額（東京消防庁を含む。以下同じ。）は2兆12億円で、前年度に比べ50億円（0.3%）の減少となっており、市町村等の普通会計歳出決算額58兆1,694億円に占める消防費決算額の割合は3.4%となっている。また、平成30年度の1世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は3万4,499円であり、住民1人当たりでは1万5,670円となっている（第2-1-4表）。

第2-1-4表 普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計歳出決算額 (百万円) (A)	消防費決算額 (百万円) (B)	1世帯当たり 消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)
H28	56,676,098	1,985,475	34,544	15,523	3.5
H29	58,128,548	2,006,217	34,905	15,685	3.5
H30	58,169,432	2,001,176	34,499	15,670	3.4

(備考) 1 「地方財政の状況」（総務省）及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（総務省）により作成
2 世帯数及び人口は、それぞれの年度の1月1日現在の計数を用いている。
3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。
4 普通会計決算額には東京都の消防費決算額（東京消防庁）を含む。

イ 消防費の性質別内訳

平成30年度消防費決算額2兆12億円の性質別内訳は、人件費1兆3,715億円（全体の68.5%）、普通建設事業費3,152億円（同15.8%）、物件費2,165億円（同10.8%）となっており、約7割を人件費が占めている（第2-1-5表）。

第2-1-5表 消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位: 億円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,114	61.6	13,264	63.3	13,397	67.5	13,538	67.5	13,715	68.5
物件費	1,997	9.4	2,017	9.6	2,052	10.3	2,114	10.5	2,165	10.8
普通建設事業費	5,337	25.1	4,766	22.7	3,505	17.7	3,092	15.4	3,152	15.8
補助事業費	917	4.3	846	4.0	698	3.5	557	2.8	456	2.3
単独事業費	4,391	20.6	3,912	18.7	2,806	14.1	2,534	12.6	2,693	13.5
受託事業費	29	0.1	8	0.0	1	0.0	0.5	0.0	2.0	0.0
その他	825	3.9	922	4.4	901	4.5	1,318	6.6	980	4.9
計	21,273	100.0	20,969	100.0	19,855	100.0	20,062	100.0	20,012	100.0

(備考) 1 「地方財政統計年報」（総務省）により作成
2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 消防費の財源

ア 財源構成

平成30年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆7,251億円（全体の86.2%）、次いで地方債1,925億円（同9.6%）、国庫支出金223億円（同1.1%）となっている（第2-1-6表）。

第2-1-6表 消防費決算額の財源内訳

(単位: 億円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源等	16,537	77.7	16,746	79.9	16,814	84.7	17,408	86.8	17,251	86.2
特定財源	4,736	22.3	4,223	20.1	3,041	15.3	2,654	13.2	2,761	13.8
国庫支出金	377	1.8	411	2.0	318	1.6	245	1.2	223	1.1
地方債	3,486	16.4	3,116	14.9	2,135	10.8	1,860	9.3	1,925	9.6
使用料、手数料	34	0.2	33	0.2	32	0.2	31	0.2	33	0.2
その他	838	3.9	664	3.2	555	2.8	518	2.6	580	2.9
計	21,273	100.0	20,969	100.0	19,855	100.0	20,062	100.0	20,012	100.0

(備考) 1 「地方財政統計年報」（総務省）により作成
2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、令和2年度は、消防職員数について、救急業務費において1名増員され、所要の経費を増額することとされていること等により、単位費用は1万1,400円となり、基準財政需要額は1兆6,734億円（対前年度比0.7%増）となっている（第2-1-7表）。

第2-1-7表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度 伸び率 (%)	基準財政 需要額 (百万円)	対前年度 伸び率 (%)
H28	11,300	0.0	1,655,579	0.5
H29	11,300	0.0	1,670,020	0.9
H30	11,300	0.0	1,667,748	△0.1
R1	11,300	0.0	1,661,452	△0.4
R2	11,400	0.9	1,673,420	0.7

（備考）「地方交付税関係計数資料」（総務省）により作成

ウ 国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）と緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）等がある。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1又は2分の1の補助を行っている。なお、補助率の嵩上げが規定されているものがあり、例えば、離島振興法等に基づく振興計画等に掲げる施設に対しては10分の5.5の補助を行っている。緊援隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

令和2年度当初予算額については、施設補助金は13.5億円、緊援隊補助金は49.9億円、令和2年度第1次補正予算額については、緊援隊補助金は9.7億円となっている。

エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である（附属資料2-1-5）。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として行う防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付

税措置が講じられている。

防災基盤整備事業は、防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業、浸水想定等区域内からの移転事業並びに消防の広域化及び消防の連携・協力関連事業を対象としている。

公共施設等耐震化事業は、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化を対象としている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、①大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備、②大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築、③浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転、④消防の広域化関連事業及び消防の連携・協力の伴い実施する高機能消防指令センターの整備事業、⑤地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化等を実施する場合には、緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（一般事業）、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市町村支弁金等がある。

（3）都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、平成30年度における決算額は1,240億円であり、平成30年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.25%である（第2-1-8表）。

その内容は、消防防災ヘリコプター、防災資機材及び防災施設の整備・管理運営費、消防学校費、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防、国民保護対策等に要する事務費等である。

第2-1-8表 都道府県の普通会計歳出決算額と防災費決算額等の推移

年度	普通会計歳出決算額(A)	防災費決算額(B)	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
H28	49,984,799	159,824	0.32	9,050	291
H29	49,218,577	131,738	0.27	7,402	483
H30	48,725,495	124,038	0.25	8,596	172

(備考) 1 「都道府県決算状況調」(総務省)により作成
 2 普通会計歳出決算額は、東京都の消防費決算額(東京消防庁)を除く。

(4) 消防庁予算額

ア 令和2年度当初予算

消防庁の令和2年度の当初予算額は、一般会計分と復興庁一括計上分を合わせて171.30億円の予算を確保している。このうち、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る事業(以下「緊急対策事業」という。)として、令和2年度当初予算で30.23億円措置されて

いる。

一般会計予算の規模は、163.44億円となっており、人件費を除く事業費ベースでは、147.76億円である。

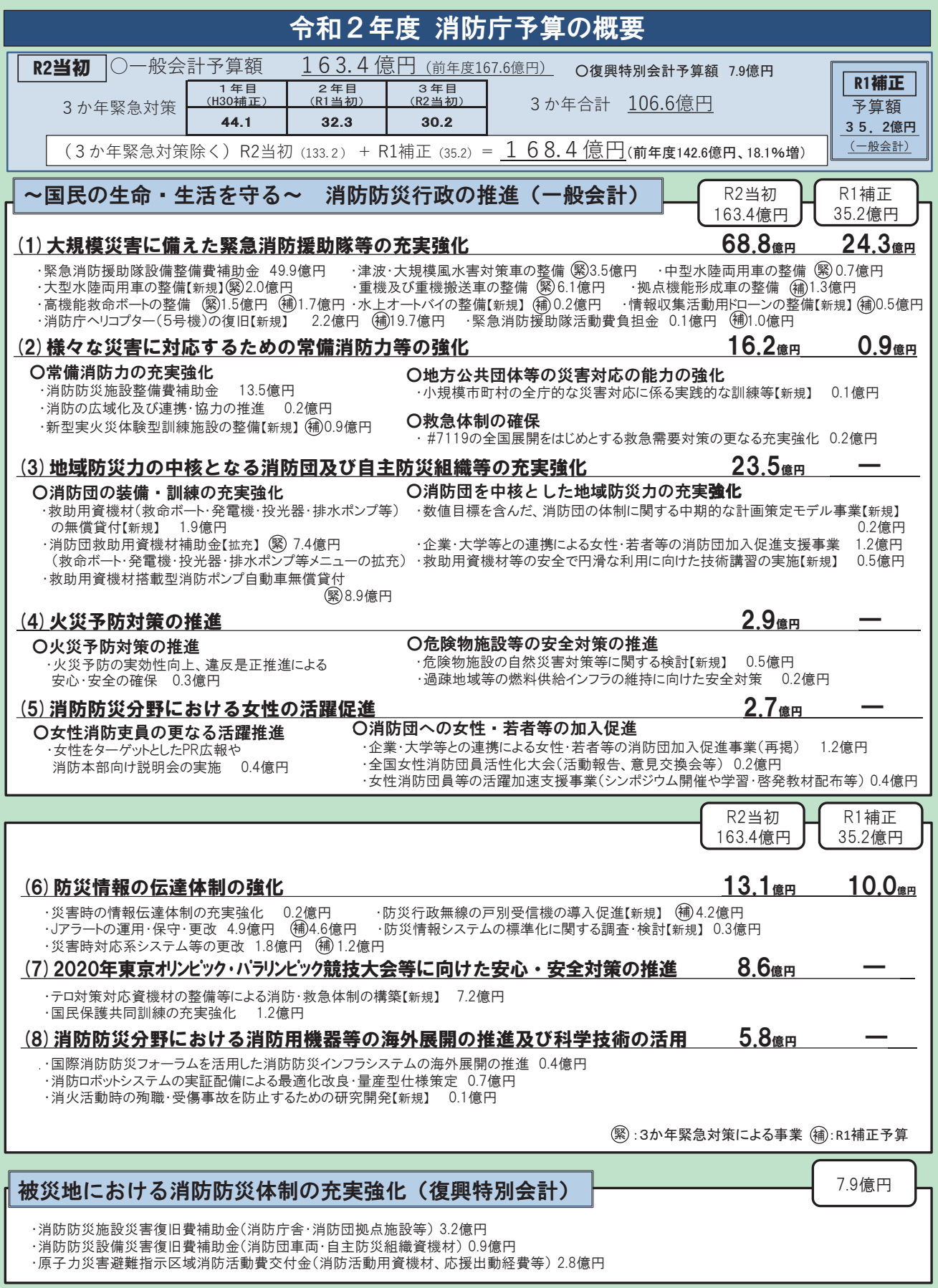
主な事業として、大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化68.85億円(うち緊急対策事業13.86億円)、様々な災害に対応するための常備消防力等の強化16.17億円、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化23.55億円(うち緊急対策事業16.37億円)、火災予防対策の推進2.94億円、消防防災分野における女性の活躍促進2.71億円、防災情報の伝達体制の強化13.14億円、大規模イベント等(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等)に向けた安心・安全対策の推進8.64億円、消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用5.80億円となっている(第2-1-9表、第2-1-7図)。

第2-1-9表 令和2年度 消防庁予算の内訳

事業内容	R2予算(A)	R1予算(B)	比較増減(A-B)	増減率(%)
～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進(一般会計) ①	16,344	16,762	△ 418	△ 2.5
大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化	6,885	6,947	△ 62	△ 0.9
うち 緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両等)	4,986	4,986	0	0.0
様々な災害に対応するための常備消防力等の強化	1,617	1,529	87	5.7
うち 消防防災施設整備費補助金	1,353	1,353	0	0.0
地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化	2,355	2,338	17	0.7
うち 消防団を中核とした地域防災力の充実強化	530	473	57	12.0
うち 消防団の装備・訓練の充実強化	1,825	1,865	△ 39	△ 2.1
火災予防対策の推進	294	201	93	46.5
消防防災分野における女性の活躍促進	271	221	50	22.4
防災情報の伝達体制の強化	1,314	1,120	194	17.4
大規模イベント等(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等)に向けた安心・安全対策の推進	864	1,339	△ 474	△ 35.4
消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用	580	483	97	20.1
被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計) ②	786	2,671	△ 1,885	△ 70.6
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金	407	2,253	△ 1,846	△ 81.9
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	280	403	△ 122	△ 30.4
緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)	98	16	83	535.0
総計(①+②)	17,130	19,433	△ 2,303	△ 11.9

※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

※東京オリンピックは2021年7月23日～8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日～9月5日に開催されることが決定されている(2020年3月30日)。



○消防防災設備災害復旧費補助金（0.90 億円）

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として被災地方公共団体に交付するもの（国庫2/3）。

○原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（2.80 億円）

福島原発事故に伴い設定された避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するため、当該区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備等に要する経費、福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費、福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費などを全額交付するもの。

○緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣ヘリ除染）（0.98 億円）

消防庁長官の指示により緊急消防援助隊として出動したヘリコプターに関し、令和2年度においてエンジン整備時の内部の除染に要する経費を負担するもの。

4. 常備消防体制整備の課題

（1）消防力の整備

消防庁では、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）により、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき消防力の整備水準を定めている。

「消防力の整備指針」は昭和36年（1961年）に「消防力の基準」として制定されて以来、市町村の消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきた。制定以来、数次にわたり一部改正が行われたが、都市構造や消防需要の変化に対して、消防活動の実態を反映したより合理的な基準となるよう、平成12年（2000年）に全部改正が行われ、それまでの「必要最小限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」へと性格が改められ、市町村が目標とすべき消防力を算定するに当たって、自主的に判断することができる要素が拡充された。

平成17年には、市町村が消防力の整備を進める上での整備目標としての性格を明確にするため、告示の題名を「消防力の整備指針」に改めるとともに、大規

模・特殊災害や武力攻撃災害等へ対応できるよう新たに防災、危機管理に関する基準を明記したほか、消防職員の職務能力に関する基準、隊員の兼務の基準等を追加した。

平成26年には、東日本大震災を教訓として、非常用車両の配置基準の見直し及び大規模災害時に消防庁舎が被災した場合の代替施設の確保計画を策定することが追加されたほか、消防を取り巻く環境の変化への対応として、救急自動車、予防要員の配置基準の見直しによる増強、救急隊員の代替要員を確保すること等を追加した。

平成29年には、過疎地域及び離島において、救急隊員2人と准救急隊員1人による救急隊の編成が可能となったことから、救急隊の定義に准救急隊員を含む救急隊を追加する等した。

平成31年には、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）に規定する「消防の連携・協力」を「消防力の整備指針」に位置付け、はしご自動車及び指令を共同運用する場合の考え方を規定するとともに、災害発生状況や消防を取り巻く環境などから、はしご自動車の緩和要件の見直し、消防指令システムを新たに規定する等の改正を行った。

本指針において各市町村は、その保有する消防力を総点検した上で、この「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

（2）消防隊員用個人防火装備

消防庁では、消火活動時における消防隊員の安全性の向上のため、平成22年度に「消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会」を開催し、消防隊員用個人防火装備（以下「個人防火装備」という。）に求められる性能等について検討を行い、平成23年5月に「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定した。

本ガイドラインは、火災発生建物へ屋内進入する可能性のある消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽を対象に、耐炎性、耐熱性等の熱防護性や、快適性、運動性等の機能について、消火活動を実施する上で安全上必要と思われる一定の性能及びその試験方法を定めたほか、安全な着装方法などの基本事項及びメンテナンスなど取扱い上の注意事項を明記している。

各消防本部においては、地域特性や消防戦術等を考慮し、本ガイドラインを参考としながら、個人防火装

備の仕様について検討を行い、消防隊員は、個人防火装備の持つ性能等を教育訓練で理解した上で、十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施することが必要とされている。

消防隊員用個人防護装備（防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽等）については、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会、また、その下部組織である分科委員会（ISO/TC94/SC14）において、新たな国際規格の作成に向けた審議が行われている。

消防庁においては、これまでの国際規格の見直しなどを踏まえ、平成28年4月から「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会」を開催し、平成29年3月に本ガイドラインの一部改定を行った。